

答 申 第 2 号
平成30年4月11日

芦屋市固定資産評価審査委員会
委員長 平井 信二 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会
会長 島 田 茂

芦屋市情報公開条例第16条第3項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成29年6月29日付け芦固審発第17-1号による下記の諮問について、以下の
ように答申します。

記

「平成27年度に実施された「阪神9市固定資産評価審査委員会連絡協議会」に関する次の文書、記録等、1開催市から芦屋市に交付された上記連絡協議会資料、2上記協議会に出席された委員及び書記名の記録」についてなされた平成29年4月12日付け公文書不存決定処分に対する審査請求に関する諮問

第1 審査会の結論

芦屋市固定資産評価審査委員会（以下「実施機関」という。）が、平成27年度に実施された阪神9市固定資産評価審査委員会連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）に関する開催市から芦屋市に交付された連絡協議会資料の公文書公開請求について平成29年4月12日付けで芦固審発第5-1号公文書不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったことは妥当である。

第2 公開請求に対する決定の経緯

審査請求人は、平成29年3月27日付けで芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号）第6条の規定に基づき、「平成27年度に実施された「阪神9市固定資産評価審査委員会連絡協議会」に関する次の文書、記録等、1開催市から芦屋市に交付された上記連絡協議会資料、2上記協議会に出席された委員及び書記名の記録」の公開請求を行った。

これに対し実施機関は、請求対象文書を分類し、「1開催市から芦屋市に交付された上記連絡協議会資料」については不存在決定処分を行い、「2上記協議会に出席された委員及び書記名の記録」については全部公開決定処分とした。このうち不存在決定処分に対して審査請求がなされたものである。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件処分を不服として、平成29年6月23日付けで処分の取消しを求める審査請求を行ったものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び意見陳述において主張している審査請求の理由は、次のように要約される。

- (1) 連絡協議会資料は、あらかじめ設定された議題について各市委員会が提出した回答を開催市が取りまとめたものであって、連絡協議会当日に各出席者に交付され、それをもって協議しているものであるから保存されるべき公文書であること。
- (2) 連絡協議会資料は、過去には、実施機関において、公文書として保存されており、他部署の類似の協議会資料も公文書として保存されていること。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書において主張している内容は、次のように要約される。

連絡協議会は阪神9市で構成する任意団体で、委員会に関する事項について、相互に協議を行い、委員会の事務に資することを目的として、委員会の審査運営に関する連絡協議を行っている。連絡協議会は、何かを決定するとか、統一見解を決定する機関ではない。したがって、審査請求人が主張する連絡協議会配布資料は、実施機関が審査申出について審査をする際に参考とするような資料ではないので、公文書としては保存する必要はないと判断し廃棄しており、現存していない。

第5 審査会の判断

実施機関は意見書において、連絡協議会資料は、審査申出について審査をする際に参考とするような資料ではないため公文書として取り扱っておらず、すでに廃棄し、現存していないと主張している。

本審査会としては、結論的には、この実施機関の不存在の主張は認めざるを得ない。したがって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、本審査会が、実施機関に対し、平成26年度答申第1号、平成28年度答申第2号及び第3号において指摘したとおり、本来、連絡協議会資料は公文書として取り扱うべきものであり、適正に保存されるべきものである。

この点について、今般、本審査会から照会したところ、実施機関より回答があり、平成29年度より連絡協議会資料を公文書として取扱い、保存期間を1年間とすることを確認できた。今後は、本審査会の答申の内容を尊重し、適正な文書の管理及び保存が行われることを望む。

以 上

審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成29年6月29日	諮問書の受理
平成29年11月1日	審査請求人の意見陳述 第1回審議
平成30年1月17日	第2回審議
平成30年2月7日	第3回審議
平成30年3月1日	第4回審議
平成30年4月11日	第5回審議

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	役 職 名	備 考
島田 茂	甲南大学法学部法学科教授	会 長
大月 一弘	神戸大学大学院国際文化学研究科長・学部長	職務代理
伊藤 明子	弁護士	
岩本 洋子	弁護士	
大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授	
亀若 浩幸	弁護士	